



平成 28 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ソルクシーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 章
(東証 2 部・コード 4 2 8 4)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 金成 宏季
TEL: 03-6722-5011 (代表)
URL: <http://www.solxyz.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 15 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 36 回定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」への移行を決議しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、当該定時株主総会に付議予定の「定款一部変更の件」を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の向上とこれによるコーポレートガバナンス機能の更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社への移行に必要な改正を行うものであります。
- (2) 非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を設けることにより、業務執行の監督を行うに相応しい適切な人材を確保し、その役割を十分に発揮できるようにするものであります。なお、本規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1)定款一部変更のための株主総会開催予定 | 平成 28 年 3 月 30 日 (水) |
| (2)定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 28 年 3 月 30 日 (水) |

以 上

定款変更の内容別紙（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（条文省略） <u>（新設）</u></p> <p>（公告の方法） 第4条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 <u>（取締役会の設置）</u></p> <p>第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>（取締役の員数） 第19条 当社の<u>取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任） 第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によつて選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり） <u>（機関）</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>（1）取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>（2）監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>（3）会計監査人</u></p> <p>（公告の方法） 第5条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株式総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 <u>（削除）</u></p> <p>（取締役の員数） 第19条 当社の<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任方法） 第20条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2（現行どおり）</p>

3 (条文省略)

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第 22 条～第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新設)

(新設)

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条～第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができ

<p>(取締役会の決議方法) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役</u>が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 <u>取締役の報酬等は</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>る。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会決議の省略) 第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査等委員である取締役</u>が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 30 条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 31 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、</u></p>
---	---

<p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
---	--

<p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第 40 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 44 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
---	---